二　法第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する権限（前条第一項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）　当該権限の行使の対象となる法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

第五十四条　内閣総理大臣は、この政令の規定による内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（主務大臣）

第二条の二　法第百六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、第五十二条第一項各号に掲げる事項のほか、法附則第二条第一項の規定により障害者とみなされた障害児に関する事項とする。

附則第十二条並びに第十三条第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の三中「第五十六条の二第一項第二号」を「第五十六条の二第一項」に、「同号」を「第五十六条の二第一項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同項第二号」に、「「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項」を「第六十条第三項」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「並びに同法」を「、同法」に改め、「及び局長」の下に「並びに同条第二項に規定する官房の長」を加え、同項中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　こども家庭庁長官

第十六条第一項第一号中「第九号」を「第十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同項第四号中「第八号」を「第九号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　こども家庭庁

第十七条中「第十号から第二十号まで」を「第十一号から第二十一号まで」に改める。

第十九条第一号中「第十号から第二十一号まで」を「第十一号から第二十二号まで」に改める。

第三十三条第三号及び第三十六条中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「及び金融庁」を「、金融庁及びこども家庭庁」に改め、「子ども・子育て本部」を削り、同表金融庁の項の次に次のように加える。

こども家庭庁	こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）第一条に規定する長官官房 成育局 支援局 国立児童自立支援施設

別表第二金融庁の項の次に次のように加える。

こども家庭庁	こども家庭庁長官

（子ども・子育て会議令の廃止）

第二十三条　子ども・子育て会議令（平成二十五年政令第八十一号）は、廃止する。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十四条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十二号を第三十三号とし、第六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　こども家庭庁

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第二十五条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第二項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

第六条第十号中「第八十三条から第八十五条まで」を「第七十八条から第八十条まで」に改める。

第七条第一項及び第十二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第二十六条　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条に次の一号を加える。

七　こども家庭庁長官

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（こども家庭庁長官に委任されない権限）

第九条　法第三十七条第一項の政令で定める権限は、法第三条第二項及び第四項並びに第十条第一項並びに法第二十六条において準用する学校教育法第八十一条第一項に規定する権限とする。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第二十八条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第四条第一項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第八条の表第二項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同条第一項第一号」を「同条第一号」に改め、同表第五項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

第十五条の表第二項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同条第一項第一号」を「同条第一号」に改め、同表第五項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

本則に次の二条を加える。